

**令和二年農林水産省令第六十一号**

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の  
推進に関する特別措置法施行規則

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進  
に関する特別措置法施行令（令和二年政令第二百  
七十七号）第四号の規定に基づき、防災重点農業  
用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措  
置法施行規則を次のように定める。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推  
進に関する特別措置法施行令第四号の農林水産  
省令で定める要件は、同令第一号から第三号ま  
でに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ず  
るものであること、当該農業用ため池の管理を  
行う者を確認することができないことその他の  
状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場  
合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利  
用者に被害を及ぼすおそれが大きいと認められ  
ることとする。

**附 則**

この省令は、防災重点農業用ため池に係る防  
災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年  
法律第五十六号）の施行の日（令和二年十月一  
日）から施行する。